

一般社団法人日本医薬品登録販売者協会 会員規約

(目的)

第1条 本会は、一般社団法人日本医薬品登録販売者協会（以下「日登協」という）と称する。

(会員の定義)

第2条 この規定でいう会員とは、日登協の目的に賛同して入会し、その趣旨に沿った活動、事業を行う個人及び会員の所属する法人、団体等をいう。

(会員の区分)

第3条 会員の区分は、次のとおりとする。（入会方法は第5条を参照）

- (1) 正会員（A会員）：登録販売者の資格を有し日登協の目的に賛同し入会を希望する個人、または未だ販売従事登録をしていない登録販売者試験合格者
- (2) 正会員（B会員）；登録販売者の資格を有し日登協の目的に賛同し入会を希望し所属企業が入退会を取りまとめる個人
- (3) 準会員：登録販売者試験受験者

(会費)

第4条 日登協の会員は次に定める年会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員（A会員）：年会費 2,400円
- (2) 正会員（B会員）；年会費 500円
- (3) 準会員：年会費 1,200円

(入会)

第5条 日登協に入会する際は次の入会手続きを行う。

- (1) 正会員（A会員）
個人入会：申込書を送付し、年会費を入金する。
企業一括入会：入会を希望する個人を、所属する企業の担当者がとりまとめて申し込み年会費を入金する。
- (2) 正会員（B会員）
企業一括入会のみ対応；入会を希望する個人を企業の担当者がとりまとめて申し込み年会費を入金する。
- (3) 準会員
個人入会のみ；申込書を送付し、年会費を入金する。

(会員期間)

第6条 日登協の会員期間は次の通りとする。

(1) 正会員（A会員）

- ① 毎年4月より翌年3月末（1年間）、1年ごとの更新制とする。
- ② 半期入会の場合は、初年度のみ10月より翌年3月末までの入会とする。
- ③ 半期入会の場合、年会費は1,200円となる。

(2) 正会員（B会員）

- ① 毎年4月を入会月とし、それぞれ1年ごとの更新制とする。
- ② 年度内の期中入会の場合も年会費は500円となる。

(3) 準会員

- ① 毎年4月より翌年3月末（1年間）、1年ごとの更新制とする。
- ② 期中入会の場合は、初年度のみ入会月より翌年（または同年）3月末までの入会とする。
- ③ 期中入会の場合でも年会費は満額（1,200円）とする。

(会員継続)

第7条 日登協の会員は1年ごとの更新制となるため、次の手続きを1年ごとに行う。

(1) 正会員（A会員）

- ① 個人入会の場合
更新月に、会員より継続についての返信と年会費の入金を行う。

- ② 企業一括入会の場合
更新月に、会員企業担当者より継続についての返信と年会費の入金を行う。

(2) 正会員（B会員）

更新月に、会員企業担当者より継続についての返信と年会費の入金を行う。

(3) 準会員

更新月に、会員より継続についての返信と年会費の入金を行う。

(会員資格の失効)

第8条 会員継続手続き忘れ等により会員資格が失効した場合次の手続きを行う。

- (1) 継続を希望する場合、継続年の4月まで遡って手続きを行い会員番号・会員情報・受講履歴を引き継ぐこととする。
- (2) 再入会を希望する場合、新会員番号が交付され、会員情報・受講履歴は引き継がれないものとする。

(年会費の返還)

第8条 入会後の入会取り消し、期中退会の場合でも、年会費は返還しないものとする。
また、該当会員以外への年会費の付け替えは行わないものとする。
尚、同一法人内での付け替えも行わないものとする。

(退会)

第9条 会員は退会の意思をしめした場合は自由に退会できる。但し年会費の返還は行わない。また次に掲げる際は、退会の意思を示さなくとも退会となる。

- (1) 第7条に記載された更新手続きが、期日までに完了しない場合
- (2) 会員が暴力団または反社会的勢力との関係が明らかになった場合

(会員サービス)

第10条 会員は次のサービスを受けることができる。

(1) 正会員 (A会員)

① 情報提供

- ・医薬品、化粧品、健康関連商品の最新情報および厚労省、関係省庁の関連通知などを情報提供
- ・専門家向けのネット会報誌の提供

② 団体賠償責任保険への加入

③ 教育研修

- ・厚労省・外部研修ガイドラインに対応した「集合研修」を会員価格で提供
- ・厚労省・外部研修ガイドラインに対応した「通信研修 (eラーニング) 6時間分」を無料提供
- ・その他、実践に役立つ登録販売者の資質向上スキルアップのための各種研修をA会員価格で提供
- ・「日登協だより」の全文配信 (資料付き)

(2) 正会員 (B会員)

① 情報提供

- ・医薬品、化粧品、健康関連商品の最新情報および厚労省、関係省庁の関連通知などを情報提供

② 団体賠償責任保険への加入

③ 教育研修

- ・厚労省・外部研修ガイドラインに対応した「集合研修」を一般価格で提供
- ・その他、実践に役立つ登録販売者の資質向上スキルアップのための各種研修をB会員価格で提供
- ・「日登協」だよりのダイジェスト版配信 (資料なし)

(3) 準会員

- ① 登録販売者試験受験対策教材を会員価格で提供

(会員サービスの変更・廃止)

第11条 日登協は、会員サービスの変更・廃止の際は執行委員会に諮り、理事に連絡（eメール通知とする）の上、適時変更・廃止できるものとする。

(会員規約の変更)

第12条 本規約は、日登協が必要と認めたときは、執行委員会に諮ったのち、理事に連絡（eメール通知とする）の上、会員への予告なく変更することができるものとする。

(個人情報の取扱い)

第13条 個人情報に関する法令を遵守し、会員の個人情報を慎重に取り扱うとともに適切な管理、保護に努める。

(1) 個人情報の内容

日登協における個人情報とは、会員より提供される名前・住所・電話番号・FAX番号・電子メールアドレスなど、個人を特定できる特有の情報をいう。

(2) 収集の目的

提供された個人情報を以下の目的以外のために利用することはない。

- ① 問い合わせに対する回答
- ② 教育・研修情報、各種商品・サービスに関する情報提供
- ③ 業務に関する最新情報の提供
- ④ 企業や団体を通じて入会いただいた方の入会状況について、当該企業や団体への連絡

(3) 第三者への開示

日登協は、法令に基づく場合を除き、会員本人の同意がない限り、個人情報を第三者に対して開示しない。ただし、当会と守秘義務契約を締結している提携会社及び業務委託会社に対して個人情報を開示する必要があるが、適切な管理・保護を行うよう指示、監督を行う。

2021年4月1日